ホチキス

[様式1－6]

貸与

【貸与】休止からの復活の異動願（ 届 ）

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり願出(届出)いたします。

卒業期をはじめとする各『日付』の未記入による不備が多く見受けられます。忘れずにご記入ください。

□返還誓約書の機構送付　□成績、本人都合や学校処分による「停止中」ではない

※学校記入項目　◎返還誓約書を送付済の場合は☑。送付していない場合は本願(届)を作成できません。
◎成績事由による停止からの復活は様式18-2、学校処分事由の場合は様式18-1です。

※給付奨学金の「異動願(届)」は様式が異なります。別途作成してください。

届出年月日	20　年　月　日				
学校名	明　治　大　学	学籍番号		生年月日	西暦　年　月　日
学部・学科（課程・研究科）		フリガナ		学年	年
奨学生番号 ※併用貸与の者はそれぞれの奨学生番号を記入					
①		②		氏名（自署）	

併用貸与で、復活時において(片方のみ復活し)片方を辞退する場合は、その旨を必ず連絡事項記入欄にお知らせください。また、給付奨学金がある場合は、給付様式1-6も同時に提出が必要です。

□休止（通常の休学）からの復活

学生本人記入

復活の開始　□学籍上の日付
（大学院のみ選択可能）　（□卒業に合わせる）

大学院以外の者で記入があった場合は無効とし、「学籍上の日付」として処理します。なお、大学院の者で未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。

学校記入

以下の3項目すべてを記入してください。
※休学日は当初(直近の振込日以降)の休学日を記入してください。

在学の身分であった最終日　20　年　月　日

休学の身分であった最終日　20　年　月　日

卒業期　20　年　月　見込

□ 卒業期が延長しない(休学期間分と等しく貸与終期が延びない)場合、休学期間分よりも貸与終期が削減されることについて了承している場合は✓してください。
↑
(例)　休止期間12か月に対し、卒業期が12か月ではなく6か月だけ延びる「12か月-6か月になる」＝「6か月削減」

□休止（長期履修生の貸与先送り）からの復活

※長期履修生のみ選択可

学校記入

長期履修課程の修業年限　年

復活年月　20　年　月　復活年月は奨学生本人が希望する任意の年月

卒業期　20　年　月見込　「休止」時点から卒業期が延期していないことを確認

休止時において振込超過がある場合、超過返戻後に「奨学金返戻用振込用紙(振込金受取書)」コピーとともに(ホチキス留め)、「休止の異動願」を機構に提出してください。

連絡事項記入欄	

□休止（留学）からの復活

学生本人記入

復活の開始　□学籍上の日付
（大学院のみ選択可能）　（□卒業に合わせる）

大学院以外の者で記入があった場合は無効とし、「学籍上の日付」として処理します。なお、大学院の者で未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。

復活希望年月※　20　年　月

※ 未記入の場合は、当該身分が終了する日の翌月を復活希望月とみなします。

※ 海外留学支援制度・官民協働海外留学支援制度の受給者、及び学籍上の身分が「留学」又は「在学」の者が遡及復活を希望する場合のみ記入してください。その他の記入は無効となります。

学校記入

卒業期　20　年　月　見込

国名

留学情報

①　留学時身分　□休学　□留学　□在学
※1 ※2　期間　20　年　月　日 ～ 20　年　月　日

②　留学時身分　□休学　□留学　□在学
※1 ※2　期間　20　年　月　日 ～ 20　年　月　日

国費情報（ある場合）※3　□海外留学支援制度(協定派遣)　□官民協働海外留学支援制度
受給期間　20　年　月 ～ 20　年　月

留学奨学金継続願提出　□有　□無

※1　留学中に複数の身分が存在する場合のみ②を記入
※2　「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する 期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。
※3　この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。

同一人物で、給付奨学金がある場合、又は他に様式を提出する場合は、必ずホチキス留めしてください（順不同で構いません）

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校証明)　年　月　日

学校名　明治大学

関係課長　明治大学長　上野正雄

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校番号	304071	区分		担当者名	
電話					

□機構使用欄	第一種	第二種
最終振込年月	年　月	年　月
振込超過　□有　□無	か月	か月
要返戻額	円	円

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務・奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校・金融機関・文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

提出先:異動・補導係／郵送の要否:必要／スカラAC入力:不要　(26.4)